

北海道告示第10710号

北海道が令和6年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和6年4月24日

北海道知事 鈴木 直道

(農政部所管分その9)

| 補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨 | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率等 | 交付申請書に添付すべき関係書類 | 実績報告書に添付すべき関係書類 | 交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先 | 補助金等の交付に関する権限の委任 | 摘要 |
|---|--|--|--|--|-----------------------------------|--|---|----|
| 1 麦・大豆生産技術向上事業 各産地における麦・大豆の生産拡大に係る将来像を踏まえ、作付けの団地化の推進や新たな営農技術の導入等を通じ、生産上の課題解決に向けた取組を総合的に支援するため、予算の範囲内で補助する。 | 市町村、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会等（右記「補助対象経費」の3については、別記1のとおり） | 市町村若しくは農業者の組織する団体等が麦・大豆生産技術向上事業を行う場合又は市町村が麦・大豆生産技術向上事業を行う農業者の組織する団体等に対し当該事業費を補助する場合における当該事業に要する経費又は当該補助の対象となる経費のうち、次に掲げるもの 1 生産性向上の推進 2 新たな営農技術等の導入 3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 4 市町村による生産性向上の取組 | 別記2のとおり 別記3のとおり 2分の1以内 2分の1以内 | 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 農政第225号様式 納税対応状況申出書 別に指示する様式 | 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第225号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局（全道の区域にわたり事業を行う団体にあっては、農政部生産振興局農産振興課） | 総合振興局長又は振興局長 （全道の区域にわたり事業を行う団体が実施する場合を除く。） | |
| 2 北海道中山間地域等直接支払交付金等交付事業 中山間地域等直接支払制度の適正かつ円滑な実施を図るため、予算の範囲内で交付する。 | | | | | | | | |
| (1)北海道中山間地域等直接支払交付金 | 市町村 | 市町村が中山間地域等直接支払交付金を交付する場合における当該交付に要する経費 | 定額 | 農政第136号様式 | 農政第141号様式 | 提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局 | 総合振興局長又は振興局長 | |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|--------------|--|--|---|---------------------|--|
| <p>(2)北海道中山間地域等直接支払推進交付金</p> | <p>市町村</p> | <p>市町村が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進事務に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)交付事務に要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>農政第136号様式</p> | <p>農政第141号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p> | <p>総合振興局長又は振興局長</p> | |
| | <p>北海道日本型直接支払推進協議会（地方公共団体、農業関係団体等で構成される組織で知事が適当と認める団体）</p> | <p>北海道日本型直接支払推進協議会が中山間地域等直接支払推進事務を行う場合における当該事務に要する経費のうち、次に掲げるもの (1)推進・指導に要する経費 (2)確認事務に要する経費 (3)その他推進事業の実施に必要な事項に要する経費</p> | <p>定額</p> | <p>農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 農政第181号様式</p> | <p>農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 農政第181号様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 農政部農村振興局農村設計課</p> | | |
| <p>3 北海道サポート体制構築事業 地域における社会人向けの農業研修の実施、就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備に資するため、予算の範囲内で補助する。</p> | <p>市町村 協議会等 民間団体</p> | <p>1 就農相談体制の整備 就農相談員の取組に必要な経費 2 先輩農業者等による技術面等のサポート (1) 就農支援員による指導謝金 (2) 新規就農者を対象とした研修会・講習会の開催経費 3 研修農場の整備 研修農場の新設及び研修内容の強化に必要な以下の農業用施設等の取得又は改良に必要な経費 (1) 農業用施設 (2) 農業用機械（アタッチメント含む。）・設備 4 社会人向けの農業研修の実施 社会人向けの農業研修の実施に必要な経費</p> | <p>1／2以内</p> | <p>農政第2号様式 農政第14号様式 農政第18号様式 農政第20号様式 農政第32号様式 （申請者が市町村である場合を除く。） 別に指示する様式</p> | <p>農政第2号様式 農政第18号様式 農政第29号様式 農政第31号様式 別に指示する様式</p> | <p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局長</p> | <p>総合振興局長又は振興局長</p> | |